

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子
(公印省略)

記

第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称:西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合

代表者:理事長 村田 常彦

所在地:東京都荒川区西日暮里五丁目34-3 ムツミビル5階北側

2 対象事業の名称及び種類

名称:(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業

種類:高層建築物の新築

3 対象事業の所在地

所在地:東京都荒川区西日暮里五丁目

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果では、本事業による一定程度の寄与があり、環境基準を下回るが、その値は高いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、現況において一部の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

【風環境】

本事業の計画地は、交通結節点である西日暮里駅に隣接しており、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じること。